

いかと想像される。短資の流出防止を目的とする先物市場介入は、すでに1957年のポンド危機に際して、英國の為替平衡基金による先物ポンド買操作として実施されたと伝えられ、また立場は異なるが、西ドイツのブンデスバンクも1959年以来、短資の過度の流入を抑制するために先物ドルの買操作を実施している。米国がこの種の先物操作を実施する場合、当面必要な外貨資金としては約10億ドル程度が予想されている。

なお連邦準備制度がこのような安定操作を行なうについて、一部に法律上の疑義をさしはさんでいる向きもあると伝えられているが、現在のところ問題はない模様である。しかし連邦準備制度当局者の中には、連邦準備法の改正によって、この点が完全に解決されることを望んでいる向きもあるといわれる。

いずれにせよ、今度の連邦準備制度の為替市場介入決定は、米国における為替政策の本格的発足、中央銀行自身の責任による内外金融の一元的調節、短資移動の攪乱的影響防止のための国際協力体制の前進など、種々の意味で大きな意義をもつものと考えられ、今後のその動向は注意深く見守る必要があろう。

米国鉄鋼労使の賃金交渉と

注目される政府の立場

全米合同鉄鋼労働組合(43万)では、きたる6月末に期限の満了する現行労働協約の更新につき、2月14日から鉄鋼大手11社と交渉を開始した。従来の例では協約改訂交渉が始まるのは5月ごろであるが、それに比べれば今回の交渉開始は著しく繰り上げられたわけであり、ここからケネディ大統領が「早ければ早いほどよい」と期待する早期妥結への見通しに明るさが加わったとみられている。

鉄鋼労使交渉の成行きいかんは、いうまでもなく経済全体に大きな影響を与える。前回、すなわち1959年の改訂交渉は、周知のように116日に及ぶ大ストライキを引き起こし、当時1957～58年の

後退からの回復過程にあった景気の動向に大きな攪乱的影響を与えた。このような事態が再び繰り返されるならば、経済成長促進と国際収支改善を目指すケネディ政策は深刻な打撃を受けざるをえない。逆に、改訂交渉が早急に妥結すれば、思惑的な在庫蓄積や、その後の反動としての生産削減という好ましからぬ動きを避けることができる。

ケネディ大統領やゴールドバーグ労働長官が、先ごろ来、折あるごとに労使の自重を求め、早期の協約改訂を促してきたのはこのためであった。大統領はホワイト・ハウスに鉄鋼労組マクドナルド委員長とU.S.スチール社プロー会長とをとくに招いて懇談し、またゴールドバーグ長官も組合執行委員会が要求案決定の会議を開いた2月6日、労使双方に電信を送り、「大統領の名において」早期交渉開始を要請している。こうした政府の圧力が交渉開始を早めた主要な要因であった。

組合の要求と交渉の見通し

交渉の見通しについてはまだ予断を許さないが、現在のところ従来になく早期妥結への気運が動いているように見受けられる。

たとえば、まず組合側では賃金政策委員会による要求案決定を、2月7日という異例の早期に行ない、早期交渉に積極的な姿勢を示した。しかもこの要求案は前回のそれとは対照的に「調子の穏やかな、目標も控えめな」もの(ニューヨーク・タイムズ)であった。具体的な要求内容をみてても、重点は「雇用保障(job security)条項」の改善におかれ、賃金引上げや労働時間短縮といった激しい対立の予想される重要な問題がむしろ二次的な地位におかれている。

雇用保障とは、失業保険給付の追加となる補完失業手当計画の拡大、解雇やレイ・オフと関連する先任者優遇制度の強化、配置転換のための訓練計画の実施、下請発注の制限、時間外労働の短縮、有給休暇の増加などを内容とするものである。一方、労働時間短縮問題は要求の冒頭に掲げられてはいるものの、一部に予想されていた32時間制というような具体的目標はなく、「失業問題

の根本的解決策は給与の切下げなき週労働時間の短縮」にあるという一般方針の繰返しにとどまった。また賃金問題についても前回の大幅引上げ要求とは打って変わって、単に言及された程度にすぎず具体的な引上げ幅も示されていない。

これに対し使用者側の態度もかなり穏やかなもので、たとえばブロー会長は現在のところ「早期解決を助ける」ようなふんい気があると言明、交渉の前途を楽観している。

早期妥結への条件は、さらに政府の態度の中にもみられる。前記のように今回の交渉開始時期の繰上げは政府の努力によるところ大であったが、引き続き政府は交渉妥結の遅延による在庫の異常な変動を阻止し、賃上げを生産性のわく内に押えて鉄鋼価格の値上がりを避けるという方針を堅持し、交渉の推移いかんでは強力な介入を辞さないという決意をうかがわせている。こうした政府の積極的な態度は、世論の強い批判を受けた前回の長期ストに対する労使双方の反省とあいまって、早期妥結への大きな圧力となっていることは疑いない。

現在のところ一般的の予想としては、①雇用保障条項の若干の改善のほか、賃上げは3%、付随給与を含め各年時間当たり12セント前後、②価格面では全般的な引上げではなく、一部品目の「調整的」値上げ程度、③妥結の時期は比較的早期(一部には3月1日以前と予想)、などの観測が行なわれている。もちろん交渉の前途については、基本的な労使の対立に加えて雇用保障条項をめぐる複雑な難問も少なくなく、昨秋の意外な自動車ストキワギの例もあることとて手放しの樂観は許されない。またスト突入という事態は避けられるにしても、解決が4月以降に持ち越された場合には在庫面にある程度の悪影響は避けられないこととなろう。したがって交渉の推移はなお注意を払う必要がある。

今回の労使交渉の特徴

今回の鉄鋼労使交渉に関連して一、二注目すべき点をつけ加えておこう。一つは今回の組合要求で力点が置かれた雇用保障要求の中にオートメーションの進行、経済成長率の鈍化など米国経済の

変化に対する組合側の反応が強く示されていることである。組合の主張によれば、昨年9月現在で鉄鋼生産は前年比38%増を示しているのに対し、鉄鋼産業の雇用増加は7.6%にすぎない。また直接鉄鋼部門で作業する組合員数はこの3年間に約10万人減少したといわれる。雇用保障要求はこのような傾向に対抗して現在の雇用を維持しようという労働者の強い関心を示すものにはかならない。

注目されるもう一つの点は、今回の労資交渉に処する政府の態度であろう。コスト・インフレを防ぐには労資双方に自重を求めるなければならないというのは一貫したケネディ政策であり、政府としてはこの方針に従い昨秋の自動車の賃金交渉や鉄鋼価格の改訂などに際しかなり強い抑制的態度をとってきた。さらに先般の経済教書では、産業の種類を問わず賃上げは経済全般の生産性上昇のわく内にとどめ、とくに成長産業の場合、平均水準を上回る生産性上昇の利益は製品価格の引下げを通じて消費者に均てんさせるべきであるとの方針が示されている。これはコスト・インフレ抑制の理論的基準を示したもので、ケネディ政策の一歩前進とみられるが、問題はこの方針をいかにして実現するかである。もちろん具体策としては、金融財政を通じる健全政策を前提とし、さらに世論を背景として労使双方に勧告的圧力をかけるほかはないであろう。今回の鉄鋼労使交渉に対する政府の態度と意図は、このような背景において理解されねばならない。もとよりこのような政府の態度は、自由な労使の経済行動に対して重大な制限となりうるものである。すでにケネディ政府のかかる干渉的態度を批判する空気は経済界、ならびに政界にかなり強い。前記の労働長官の要請が、今回の労使交渉が「景気の順調な回復と継続にとってきわめて重要」なものであるがゆえにとくに行なわれた旨を付言しているのも、以上のような空気をおもんぱかってのことと思われる。いずれにせよかかる政府の積極的な賃金・物価政策が成功するか否か、またこれが今後の労資関係にいかなる影響をもつかは、注目を要するところであろう。